

# 身体拘束廃止に関する指針(ショートステイ)

シャローム浦上台

## 1. 理念

シャローム浦上台では、利用者の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ないと判断される場合を除き、利用者の行動を奪うような身体拘束や行動制限は原則として行いません。利用者の人権が守られ、生活の質の向上が図れるように、身体拘束・行動制限に関する指針を定めます。

## 2. 身体拘束・行動制限の定義

### (1) 身体拘束

- ① 自力で取り外しのできない胸・腰ベルト、Y字型制帯、紐等で車椅子に体幹や手足等を固定すること。
- ② 自力で取り外しのできない転落防止帯、紐等でベッドに体幹や手足等を固定すること。

### (2) 行動制限

- ① 居室等の出入り口をふさぎ、自由に出入りできないようにすること。
- ② 居室に施錠し、自由に出入りできないようにすること。
- ③ 車椅子を遠ざけるなどして、自力で使用できないようにすること。
- ④ 車椅子等移動手段の使用を禁止すること。
- ⑤ 本人の意思に反して車椅子または椅子に座ってもらうこと。
- ⑥ 言葉かけによって利用者の行動を制限すること。
- ⑦ 食事時間以外に車椅子テーブルを使用したり、車椅子をテーブルにつけたりして、行動を制限すること。
- ⑧ つなぎ服の使用により、行動を制限すること。
- ⑨ ミトン型手袋等を使用して行動を制限すること。
- ⑩ 過度の薬の使用により、行動を制限すること。
- ⑪ 本人の届かない位置で車椅子のブレーキをかけて、行動を制限すること。
- ⑫ ベッドの柵を四方に使用し、行動を制限すること。

## 3. 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

### (1) 委員会設置と開催

身体拘束適正化委員会を設置し、当施設での身体拘束適正化の取り組みを行う。委員会は当該利用者のショートステイ利用時又は随時開催とする。

### (2) 構成メンバー

- ・施設長
- ・生活部門長
- ・サービス管理責任者
- ・生活相談員
- ・相談支援専門員
- ・看護師
- ・管理栄養士
- ・医師(後日、議事録を確認して頂き意見を伺う)
- ・その他必要と思われる職員及び関係者

### (3) 委員会の検討項目

- ① 当該利用者の3要件の確認を行い、利用者の心身の弊害と拘束しない場合のリスクを評価する。
- ② 代替案及び身体拘束・行動制限の必要性について検討する。
- ③ 身体拘束が必要な場合は、ご家族等との意見調整の進め方について検討を行う。
- ④ 注意事項や予防策など必要事項の確認。
- ⑤ 会議のまとめ
- ⑥ 今後の会議の予定確認

### (4) 記録と周知

委員会での検討内容を議事録として作成・保管し、内容について関係職員等に周知徹底する。

## 4. 身体拘束適正化のための研修

身体拘束適正化の意識啓発のため、生活支援員等について職員採用時の他、年1回以上の研修を行う。

## 5. 緊急やむを得ず身体拘束・行動制限を行う場合の3要件判断基準

### (1) 切迫性

身体拘束・行動制限をしなければ本人または他の利用者の生命や身体の安全が脅かされる危険性が非常に高いこと。

### (2) 非代替性

その危険を回避するために、身体拘束・行動制限以外の方法を見つけることが困難なこと。

### (3) 一時的

身体拘束・行動制限は一時的なものであること。

## 6. 身体拘束にあたらないと判断するケースについて

(1) 医師の意見書・診断書を踏まえて体幹の安定やQOLを高めることを目的とする場合、個別支援計画へその旨を記載する。

(2) 意思決定のある利用者が、安全確保のため、あるいは安全に行動するために、自らの意思で決定した場合、別紙「身体拘束・行動制限除外に関する申出書」に署名していただき、その旨をケース資料に明記する。

(3) 本人の意思決定能力がない場合、身元保証人から申し出があり、施設の判断としても明らかに本人の安全のため、または安全な行動のために必要と認められた場合、別紙「身体拘束・行動制限除外に関する申し出書」に身元保証人に署名していただき、その旨をケース資料に明記する。

(4) 本人の補装具として認定されているもの等を使用する場合

失われた身体機能の代償または補完するための補装具や日常生活用具、自助具、福祉機器を使用する場合。別紙「身体拘束・行動制限除外に関する申出書」に署名していただき、その旨をケース資料に明記する。

## 7. やむを得ず身体拘束・行動制限を行う場合の手続き

### (1) 委員会の開催

- ① 個別支援会議(カンファレンス)を開催し、実施の必要性、方法、期間、見直し日程を協議し決定する。
- ② 土、日、夜間で緊急を要する場合は勤務の職員が協議して判断するが、翌日等すみやかに①を実施する。

### (2) 個別支援計画への記載

個別支援計画書に「身体拘束の態様・時間」「緊急やむを得ない理由」の記載を行う。

(3)説明と同意

本人及び身元保証人に身体拘束・行動制限を行う必要性、方法、期間について説明し緊急やむを得ない場合には実施することを了解していただき、「身体拘束・行動制限を行う場合の説明及び同意書」に署名し提出していただく。

(4)必要事項の記録と報告

- ①身体拘束・行動制限を行う場合は、生命に危険な緊急時を除き、別紙「身体拘束・行動制限の実施について」に必要事項を記入し部門責任者、施設長の決裁を受ける。
- ②身体拘束・行動制限を行った場合は、別紙「身体拘束・行動制限実施報告書」に必要事項を記入し、部門責任者、施設長へ報告する。部門責任者は身元保証人に報告する。
- ③ 本人や身元保証人から記録公開の請求があった場合は、速やかに公開する。

(5)評価

あらかじめ定めた期間が終了した場合は、再度カンファレンスを開いて評価を行い、その後について検討する。

8. 本指針の閲覧

本指針はすべての利用者、家族が閲覧できるようホームページでの公開を行う。

付則

平成 19 年 7 月 1 日から実施

平成 21 年 12 月 15 日改正

令和 3 年 10 月 1 日改正